

奨学生志望の皆さんに

一般財団法人中西奨学会の「目的および事業」として、その定款の

第3条（目的）に

この法人は、高等学校、高等専門学校、大学または大学院の学生生徒で、学業優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成するとともに、産業科学技術に関する調査、研究に対する助成を行い、もってわが国産業科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

第4条（事業）に

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
 - (2) 科学技術に関する研究に従事する者に対する助成
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

と規定されておりました。これに基づいて定められた「奨学金給与規程」、「奨学生募集要項」等により選考の上、当会から奨学金の無償給付を受ける「奨学生」に採用されます。

本会の奨学金制度の内容や、奨学生募集の詳細については貴校事務室（奨学金担当）にお問い合わせの上、ご応募ください。

【応募先・お問い合わせ先】

〒530-8566 大阪府大阪市北区天満橋三丁目三番五号

中西金属工業株式会社内

一般財団法人 中西奨学会

TEL_06-6351-4144

E-mail:shogakukai@nkc-j.co.jp

奨学生募集要項（附 願書の記載の仕方）

一般財団法人中西奨学会

1. 申請の資格

学校教育法による学校において、人物、学力ともにすぐれ、かつ健康であって本会の奨学金の給与が必要であると認められる者に限ります。ただし次の者は出願の資格はありません。

- (1) 最短修業年限をこえて在学する者
- (2) 大学に在学する者のうち選科生、聴講生の別科生

2. 申請の手続き

本会の奨学金給与規程第4条により次の書類を必ず提出して下さい。

- (1) 奨学生願書（本会所定用紙）
- (2) 在学学校長または学部長の推薦書および在学証明書

3. 奨学生の種類と奨学金の月額、給与期間

奨学生の種類	給与月額		給与期間	備考
	国公立	私立		
高等学校奨学生	10,000円	15,000円	在学する学校の最短修業年限の終期まで。	受領金の返還義務はありません。但し、不正手段により給与を受けた者はこの限りではありません。
高等専門学校奨学生	20,000円			
大学奨学生	40,000円	45,000円		
大学院奨学生	40,000円	45,000円		

4. 申請の時期、採否決定の時期と通知の方法

奨学金給与申請の時期は4月1日～5月末日までとし、6月上旬に採用を決定します。採用となった者には学校を通じ「奨学生採用通知」を送付し本人に通知します。新規奨学生に対しては、4月に遡って4、5、6月の奨学金を本人の口座宛に送金いたします。

5. 採用になった場合

採用になった者には、学校から「奨学生採用通知」と「誓約書」および「保証書」用紙の交付を受け、誓約書、保証書に所要事項を記入の上、押印して必ず指定の期日までに直接当会に提出して下さい。

理由なく期日までに提出を怠った者は採用を取消します。

6. 提出の「誓約書」について

「誓約書」はあなたが奨学生として採用されて以後、連帯保証人と連帯して果たす責任と義務を誓約するためのものです。

7. 「保証書」の「連帯保証人について」

- (1) 「連帯保証人」は将来本人と連帯して弁済の責任を負うことがあります。
- (2) 「連帯保証人」は父母、兄弟が望ましいが、事情によってはこれに代わる適当な人を選出して下さい。
- (3) 「連帯保証人」の氏名は必ず自署してもらって下さい。印鑑は申請者とは異なるものにして下さい。

8. 奨学生の義務

- (1) 当会の奨学金給与規程および奨学生募集要項に記載の各条項をよく読んで、その規定に違反しないよう常に心掛けて下さい。
- (2) 奨学金は学生生徒がまじめに勉学をするための学資として無償給付を受けるもので、奨学生は卒業後も返還する義務は全くありません。
- (3) また卒業後就職その他についても何らの拘束を受けることはありません
- (4) 学問、教養を十二分に身につけて社会に貢献する立派な人材になりうるよう懸命に努力して下さい。
- (5) 但し、願書の記載内容をごまかしたり、その他不正な手段によって奨学金の給与を受けたことが判明したときは、即時、全額を一時に返還する義務が生じます。
- (6) 住所その他の記載内容が変更になった際は、遅滞なくその事由を書面で届け出て下さい。無届けのまま放置されますと、奨学金給付を停廃止されることもありますので、くれぐれも注意して下さい。

「奨学生願書」(申請書)記入上の注意

奨学生願書(申請書)は、選考上の大切な資料でありますから、申請時現在の状態で事実をありのままわかるように記入して下さい。記載すべきことが書かれてないとき、判読困難等不備の申請書は選考から除外します。また記載内容が故意に事実と相違して記入している場合は、採用後においても採用を取消しますから正確に記入するように注意して下さい。

1. 「氏名・現住所」

氏名・現住所は必ず記入し、氏名にはふりがなをひらがなで記入して下さい。各欄は同一の場合でも「同上」とせず、必ずそれぞれの欄にあらためて記入して下さい。

自宅については、父母または家計支持者と同居している場合は、借家、間借、親戚宅等であっても自宅とします。

2. 「家族身上調書」

「家族」には、同居・別居を問わず、申請者の父母、兄弟、姉妹を全員記入する。

(1) 年齢は申請時の4月1日現在で満年齢を記入して下さい。

(2) 職業は、公務員、会社員、自営業等記入して下さい。

(3) 勤務先、役職名は具体的に記入して下さい。

3. 「1年間税込総収入金額」

給与所得の収入(税込)金額は必ず家族に確認の上記入し、申請時の月を最終とする最近1ヶ年を基礎とする。

給料、諸手当、賞与を含む収入総額(源泉徴収票等という支払金額であって1年間の税込収入をいう)を記入して下さい。

同一人について2種類以上の給与所得のある場合は、合算して記入して下さい。

4. 「奨学金を希望する理由」

奨学金給与を申請するに至った事情などを具体的に記入して下さい。

5. 「本会以外の奨学金受給状況」

現在本会以外の奨学金の給付を受けている者は必ずその事項を記入して下さい。

6. 「本人の履歴」

高校入学以降の履歴を年月順に記入してください。

奨学生願書の提出等で得た個人情報は、奨学金給付ならびにこれに関連することのみに使用し、奨学生の個人情報を奨学生または保証人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。(ただし、法令などにより開示を求められた場合を除きます)